

## 北区認知症支援キャラクター「こんちゃん」使用承認基準

27北福高第2469号  
平成28年3月3日  
高齢福祉課長決裁

### （目的）

第1条 この基準は、区民、区内に所在する法人その他の団体（以下「区民等」という。）が北区認知症支援キャラクター「こんちゃん」（以下、「こんちゃん」）を使用する場合における使用承認の基準及び手続き等を定める。

### （定義）

第2条 この基準において「こんちゃん」とは、別紙に定めるものをいう。

### （使用承認の基準等）

第3条 「こんちゃん」は、次の各号の一に該当するときは、使用承認することができる。

（1）区民等が認知症支援等の啓発活動を行うとき。

（2）前号に掲げるもののほか、認知症支援等の啓発活動に関係があると長寿支援課長が認める事業を区民等が行うとき。

2 前項第2号の場合において、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しないものとする。

（1）営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれのあるとき。

（2）「こんちゃん」を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）が自己のマーク、商標又は意匠として使用するとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、長寿支援課長が不相当と認めるとき。

3 使用承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

4 「こんちゃん」の使用は、無償とする。

### （使用承認手続）

第4条 申請者は、使用申請書（別記様式1）を長寿支援課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 長寿支援課長は、「こんちゃん」の使用を承認するときは、使用承認書（別記様式2）により、申請者に通知するものとする。

3 長寿支援課長は、「こんちゃん」の使用を承認しないときは、使用不承認通知書（別記様式3）により、申請者に通知するものとする。

### （委任）

第5条 この基準に必要な事項は長寿支援課長が定める。

付則 この基準は、平成28年2月1日から適用する。

付則（平成30年3月27日課長決裁29北福高第2847号）

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

付則（令和4年3月24日課長専決3北福長第2440号）  
この基準は、令和4年4月1日から施行する。